

令和8年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査実施計画

I 社会福祉法人、社会福祉施設等に対する指導監査について

1 基本的な考え方

「指導監査」は、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）が、利用者のニーズに応じた良質で適切な福祉サービスを提供できるよう、適切な法人運営及びサービスの提供体制の確保を図る目的で行うものである。

また、指導監査に当たっては、法人たる要件に重大な疑義のある場合は厳正な指導をするとともに、最近の社会的動向に即して、法人の自主性及び自律性を尊重しながら指導・育成の面に重点をおくなど、メリハリのある指導監査の実施が求められている。

以上のことを基本として踏まえながら、令和8年度における指導監査は、社会福祉法、関係法令・通知、「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要領」をはじめとする各要領等に基づいて、地域振興局及び支庁（以下「地域振興局等」という。）と本庁が連携を図りながら、効果的かつ効率的な指導監査を実施することとする。

なお、経営組織のガバナンス(内部統制)の強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを図るための改正社会福祉法が平成29年4月に本格施行され、国において法人の指導監査を行う基準である「社会福祉法人指導監査実施要綱」が制定されたことから、本要綱に基づき、適切な指導監査を実施するとともに、法人が自ら適正な運営を行うよう法人に対して周知を図ることとする。

2 主眼事項及び着眼点

主眼事項及び着眼点は、国の示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」等の関係通知並びに前年度の指導監査の結果等を踏まえたものとし、併せて「社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表」に反映させたものとする。

3 指導監査結果に基づく重点事項

指導監査の主眼事項のうち、前年度の指導監査結果の傾向や社会福祉施設等をめぐる昨今の社会情勢等を考慮し、特に指導に意を用いる必要があると思われる下記事項を重点事項として、指導監査を実施する。

なお、障害者（児）福祉施設については、国の示す「障害者支援施設等指導監査指針」のとおり、原則として、自主点検表の「主眼事項・着眼点」欄における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとする。

ただし、実地指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」に限定せず、必要な書類を徴し確認するものとする。

(1) 社会福祉法人の運営管理体制の確立

ア 諸規程の整備及び規程に基づく運営

定款、経理規程等、法人運営の基本となる諸規程が整備されているとともに、規程に基づき適切に運営されているか。

イ 評議員会の充実

- ・ 要議決事項について、十分審議され、適正に議決が行われているか。
- ・ 評議員の数が定款で定めた理事の定数を超過しているか。

ウ 理事会機能の充実

- ・ 法人の業務について、十分審議され、意思決定が行われているか。

エ 監事監査の充実

- ・ 理事会へ出席するとともに、業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事

業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われているか。

(2) 会計処理の適正化

ア 内部牽制体制の確立、経理事務の適正な執行、運営費等の適正運用及び契約等事務の執行について、要綱、規程等に基づき適正に処理されているか。(以下、留意点)

- ・ 会計責任者と出納責任者は兼務となっていないか。
- ・ 預金通帳と預金届出印の保管者は兼務となっていないか。
- ・ 簿外資金、通帳はないか。
- ・ 多額の借り入れはないか。理事会の決議を経て借り入れているか。
- ・ 予算書は、定款等の定め等に従い適正な手続きにより作成されているか。
(①理事長が作成⇒②理事会の承認⇒③理事会の決議を経て評議員会の承認)
- ・ 運営費の弾力運用は適正に行い、適正な施設運営が確保されているか。

イ 新会計基準に基づく会計処理について、経理規程等の整備や計算書類の作成等が適正に行われているか。

(3) 社会福祉法人運営の透明性の確保及び地域における公益的取組の推進

ア 法人運営に関する透明性を高めるため、法令に定められた書類を備置き・閲覧、公表を行っているか。

イ 社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であることから、低所得者や生活困窮者の対応など、地域の福祉ニーズに対応した公益的な取組の積極的な実施に努めているか。

(4) 社会福祉施設等の適正な運営管理

ア 利用者処遇及び権利擁護

- ・ 各利用者に配慮した支援計画等が策定され、適宜見直しが行われているか。
- ・ 虐待や身体拘束等の人権侵害等を未然に防止するための対策が適切に講じられているか。
- ・ 相談・苦情解決体制の整備・運用、福祉サービス第三者評価事業の活用、施設内研修の実施などにより、利用者本位のサービス提供やサービスの質の向上、利用者の権利擁護に積極的に取り組んでいるか。

イ 施設の運営管理体制の確立

施設の職員配置基準に基づく人員の確保や管理規程等が整備されているか。

ウ 職員処遇の充実

職員の勤務体制や給与面について、就業規則に則った適正な取扱いが行われるとともに、職員の資質向上を目的とした研修の機会が確保されているか。

エ 利用者預り金の管理

- ・ 預り金等管理規程に基づき適切な管理がなされるとともに、預金通帳等と通帳印については、異なる管理者が任命され、それぞれの責任下に適切に保管されているか。
- ・ 施設長等は、出納状況等を毎月点検するとともに、家族等に定期的に報告しているか。

オ 感染症の予防対策等

ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス、レジオネラ症等の感染症や食中毒に対し、日頃から適切な予防対策を講じているか。

カ 防災対策の取組み

- ・ 自力で避難することが出来ない利用者を主眼に置き、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害や想定訓練等の取組が十分になされているか。

- ・ 特に、夜間の防火管理体制や初期消火・避難誘導・早期通報連絡体制が確立、周知されているか。
- ・ 日頃から地域の自主防災組織及び近隣住民等との連携協力体制を確保するよう努めるとともに、必要な消防設備が設置されているか。

キ 安全管理体制の確立

事故防止対策マニュアル等を整備・周知するなど、施設全体で安全管理に取り組み、事故発生時は、対策マニュアル等に基づき迅速・的確に対応し、関係機関に速やかに報告がなされるとともに、原因究明、再発防止対策等に組織的な取組がなされているか。

4 制度改正等に伴う対応

- (1) 平成 29 年度に社会福祉法人に対する指導監査の見直しが行なわれたことに伴い、指導監査の確認事項や基準を明確にした「指導監査ガイドライン」に基づいて実施することとなったことから、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うなど指導監査を実施するものとする。
- (2) 平成 28 年度から九州厚生局所管であった社会福祉法人の指導監査等に関する事務が法人の主たる事務所の所在地の都道府県へ移譲されたことから、関係都道府県等と十分に連携して指導監査を実施するものとする。
- (3) 平成 25 年度から社会福祉法人指導監査等に関する事務が一般市へ移譲されたことから、次の点に留意するものとする。
 - ア 市の指導監査実施担当部署と十分に連携して指導監査を実施すること。
 - イ 監査の整合性、一貫性を図る上で、市に対し、技術的助言を行うこと。
 - ウ 法人の状況、監査結果を把握する上で、市との情報共有を図ること。
- (4) 県内の認可外保育施設で発生した重大事故に係る検証報告書における提言を踏まえ、改善勧告等の手順を定めた指導監督実施要綱(※3.4.1新設)、及び立入調査実施要領等(※3.4.1改正)に基づき認可外保育施設の適正な運営確保を図るものとする。
- (5) 地域振興局等への権限移譲による改正後(※5.4.1施行)の鹿児島県有料老人ホーム立入検査実施要領等に基づき、有料老人ホームの適正な運営確保を図るものとする。

II 指導監査監査計画

対象数：令和 8 年 4 月 1 日現在

区 分	対 象 数	実施予定数
社会福祉法人	1 5 9	5 0
社会福祉施設等	1, 1 4 8	7 9 2
老人福祉施設(※1)	4 5 4	1 4 7
障害者(児)福祉施設	1 0 5	6 8
児童福祉施設(※2)	5 8 9	5 7 7
計	1, 3 0 7	8 4 2

(※1) 有料老人ホームを含む

(※2) へき地保育所及び認可外保育施設を含む